

金沢市環境局例規(要綱等)

| | | |
|---|--------------------------|----|
| ① | 金沢市環境エネルギーセンター一般廃棄物搬入要綱 | 2 |
| ② | 金沢市東部環境エネルギーセンター自己搬入処理要綱 | 9 |
| ③ | 金沢市戸室新保埋立場搬入要綱 | 13 |
| ④ | 金沢市古紙等集団回収奨励金交付要綱 | 18 |
| ⑤ | 金沢市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱 | 20 |
| ⑥ | 金沢市ごみステーション器材充実費補助金交付要綱 | 22 |

金沢市環境エネルギーセンター一般廃棄物搬入要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市西部環境エネルギーセンター及び金沢市東部環境エネルギーセンター（以下「環境エネルギーセンター」という。）に搬入される廃棄物を衛生的かつ適正に処理するため、市長から一般廃棄物収集運搬業の許可を受け、一般廃棄物収集運搬業許可証に記載された車両を使用して環境エネルギーセンターに廃棄物を搬入しようとする者（以下「搬入許可業者」という。）が搬入する廃棄物の種類、搬入の場所その他環境エネルギーセンターの適正な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(搬入可能廃棄物)

第2条 環境エネルギーセンターに搬入できる廃棄物（以下「搬入可能廃棄物」という。）は、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する一般廃棄物をいう。）のうち、別表1に掲げる物以外の物で、市内から排出された物とする。

(搬入車両)

第3条 環境エネルギーセンターに廃棄物を搬入できる車両は、別表2のとおりとする。

(搬入することができない日)

第4条 環境エネルギーセンターに廃棄物を搬入することができない日は、1月1日から同月3日までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に設けることができる。

(搬入時間)

第5条 環境エネルギーセンターに廃棄物を搬入できる時間は、午前5時から午後7時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(搬入の届出)

第6条 搬入許可業者は、一般廃棄物搬入届出書（様式第1号）を市長に届け出なければならない。（従業員の教育）

第7条 搬入許可業者は、環境エネルギーセンターへの廃棄物の搬入に従事する者に、あらかじめこの要綱の内容および環境エネルギーセンター内で遵守すべき事項等の教育を行わなければならない。

(ごみ搬入車両カード)

第8条 搬入許可業者は、環境エネルギーセンターに廃棄物を搬入する際は、市長から車両毎に貸与されたごみ搬入車両カードを使用しなければならない。

(搬入廃棄物の検査)

第9条 市長は、廃棄物が環境エネルギーセンターに搬入される際、当該廃棄物の内容について検査することができる。この場合において、検査で発見された搬入可能廃棄物以外の廃棄物は、搬入した者が適正に処分しなければならない。

(搬入場所、搬入量の指定)

第10条 搬入許可業者は、あらかじめ市長が通知する搬入計画書、搬入指示書に基づき環境エネルギーセンターへ廃棄物を搬入しなければならない。

(搬入拒否等)

第11条 市長は、環境エネルギーセンターに廃棄物を搬入し、又は搬入しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、環境エネルギーセンターへの廃棄物の搬入を拒否し、若しくは環境エネルギーセンターから退場を命じ、又は一定の期間を定めて環境エネルギーセンターへの廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。

- (1) 搬入可能廃棄物以外の廃棄物を環境エネルギーセンターに搬入し、又は搬入しようとしたとき。
- (2) 搬入指示書の指示に従わなかったとき。

- (3) 環境エネルギーセンターの機能に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - (4) 搬入の届出に偽りがあったとき。
 - (5) 従業員に効果的な教育を行っていることが認められないとき。
 - (6) 第3条の規格に違反する車両で搬入し、又は搬入しようとしたとき。
 - (7) その他市長の指示に従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の各号に該当すると認める場合で必要があるときは、報告を徴収し、再発防止に関する改善を勧告することができる。
- （損害の賠償）
- 第12条 環境エネルギーセンターの施設又は設備を故意又は過失により損傷した者は、市長が定める額を賠償しなければならない。
- （本市の免責）
- 第13条 本市は、環境エネルギーセンター内において生じた天災その他の不可抗力による損害等本市の責めによらない損害について一切の責めを負わない。
- （疑義）
- 第14条 搬入許可業者は、環境エネルギーセンターに廃棄物を搬入しようとする廃棄物について、搬入可能廃棄物かどうかの疑義がある場合は、あらかじめ、様式第2号により市長に申し出て、その指示を受けなければならない。
- （手数料徴収の基礎となる数量）
- 第15条 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）第34条第5項に定める手数料の徴収の基礎となる算定数量は、搬入許可業者が環境エネルギーセンターに搬入した廃棄物を搬入毎に算定した1箇月の総量とする。
- （委任）
- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行前に承認されている車両については適用しない。

3 改正前の第5条の規定により承認された者は、改正後の第7条の規定により承認を受けた者とみなす。

附 則（一部改正）

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第1号及び第3号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成19年11月19日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成23年11月16日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第1号及び第2号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第2条関係）

環境エネルギーセンターに搬入できない廃棄物

| 番号 | 分類 | 例 | 示 |
|----|--|----------------------------------|---|
| 1 | 金属類 | 空缶、スプレー缶、自転車、石油ストーブ、ポンベ等 | |
| 2 | ガラス製品、陶磁器類 | びん、コップ、茶碗、皿、灰皿等 | |
| 3 | 水銀含有ごみ | 乾電池、蛍光灯、体温計等 | |
| 4 | 家具類、建具類 | タンス、ソファ、机、椅子等（おおむね70cmをこえる物） | |
| 5 | 家電製品 | テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電気炊飯器等 | |
| 6 | ふとん、じゅうたん類 | ふとん、マットレス、じゅうたん等 | |
| 7 | 皮革製品 | 鞄等 | |
| 8 | プラスチック類 | ペットボトル、洗剤容器、発泡トレイ、トロ箱、ラップ、PPバンド等 | |
| 9 | ゴム製品 | タイヤ、チューブ等 | |
| 10 | 薬品 | 農薬、化学薬品等 | |
| 11 | 油類 | 灯油、ガソリン、シンナー、ペンキ等 | |
| 12 | 犬、猫等の死体 | | |
| 13 | 特別管理一般廃棄物 | 感染性一般廃棄物等 | |
| 14 | 医療系一般廃棄物 | 臓器、組織、血液が付着した脱脂綿、ガーゼ、包帯、各種薬等 | |
| 15 | 燃えがら | 可燃分10%以下のもの | |
| 16 | 農家（集荷場等を含む。）からでる野菜くず、果実くず類（処分上支障を及ぼす量） | | |
| 17 | 魚屋等（集荷場等を含む）からでる魚あら類（処分上支障を及ぼす量） | | |
| 18 | 有毒性、引火性等があり危険な物、又は、処分上支障を及ぼすおそれがある物 | | |
| 19 | その他市長が不適当であると認める物 | | |

別表第2 (第3条関係)

環境エネルギーセンターに廃棄物を搬入できる車両

| | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 車種 | 特殊用途車 (パッカー式機械車) (臨時の場合を除く。) |
| 排出方法 | 強制排出式又はダンプ式 |
| 車両寸法 | |
| 全幅 | 2. 3 m以下 |
| 全長 | 7. 2 m以下 |
| 投入時の寸法 | (テールゲートを開いたときの寸法) |
| 投入最大高さ | 4. 8 m以下 |
| 投入距離 (後輪中心からテール ゲートまでの距離) | 4. 2 m以下 |
| ボディー容積 | 8. 7 m ³ 以下 |
| 全重量 | 11t以下 |

注) 臨時に普通貨物車 (ダンプ車) を使用する場合は、市の承認を受けること。

様式第1号（第6条関係）

一般廃棄物搬入届出書

年 月 日

（宛先）金沢市長

住 所
業者名
氏 名

標記について、下記許可車両を使用し一般廃棄物を搬入するので届出いたします。

| 番号 | 車種 | 最大積載量 | 登録番号 | 許可番号 | 搬入施設 | 家庭系 | 事業系 |
|----|----|--------------------------|------|------|-------------------------|-----|-----|
| | | (m ³) kg | | | 環境エネルギーセンター リサイクルプラザ | | |
| | | (m ³) kg | | | 環境エネルギーセンター リサイクルプラザ | | |
| | | (m ³) kg | | | 環境エネルギーセンター リサイクルプラザ | | |
| | | (m ³) kg | | | 環境エネルギーセンター リサイクルプラザ | | |
| | | (m ³) kg | | | 環境エネルギーセンター リサイクルプラザ | | |
| | | (m ³) kg | | | 環境エネルギーセンター リサイクルプラザ | | |
| | | (m ³) kg | | | 環境エネルギーセンター リサイクルプラザ | | |
| | | (m ³) kg | | | 環境エネルギーセンター リサイクルプラザ | | |
| | | (m ³) kg | | | 環境エネルギーセンター リサイクルプラザ | | |
| | | (m ³) kg | | | 環境エネルギーセンター リサイクルプラザ | | |
| | | (m ³) kg | | | 環境エネルギーセンター リサイクルプラザ | | |
| | | (m ³) kg | | | 環境エネルギーセンター リサイクルプラザ | | |
| | | (m ³) kg | | | 環境エネルギーセンター リサイクルプラザ | | |
| | | (m ³) kg | | | 環境エネルギーセンター リサイクルプラザ | | |

（注）搬入施設欄は、該当するものを○で囲んでください。

車種欄は、塵芥・ダンプなどを記入 許可番号は、3桁を記入

様式第2号（第14条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

住 所
業者名
氏 名

搬入可能廃棄物に係る疑義について

金沢市西部環境エネルギーセンター及び金沢市東部環境エネルギーセンターに次の廃棄物を搬入したいので指示願います。

| | |
|-------|--|
| 排出事業所 | |
| 種 類 | |
| 数 量 | |
| 外 觀 | |
| 臭 気 | |
| 性 状 | |
| 搬入形態 | |
| 収集頻度 | |
| その他 | |

備考 実物、写真、分析表等を添付すること。

金沢市東部環境エネルギーセンター自己搬入処理要綱

(平成4年3月4日決裁)

改正 平成8年1月19日決裁

平成17年3月14日決裁

平成24年3月31日決裁

令和2年12月24日決裁

令和5年2月1日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が自らの家庭又は事務所から排出する廃棄物の金沢市東部環境エネルギーセンター（以下「センター」という。）への搬入に関し、搬入することができる廃棄物の種類、搬入の届出、その他センターの適正な管理を図るための必要な事項について定めるものとする。

(搬入できる者)

第2条 センターに廃棄物を搬入することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 本市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人事業主及び法人その他の団体

(搬入可能廃棄物)

第3条 センターに搬入することができる廃棄物（以下「搬入可能廃棄物」という。）は、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。）のうち、金沢市環境エネルギーセンター一般廃棄物搬入要綱（昭和56年4月1日決裁）別表第1に掲げるもの以外のもので市内で排出されたものとする。ただし、同表に掲げるもののうち、市内に住所を有する者が市内で排出した次に掲げる廃棄物はセンターに搬入することができる。

(1) 皮革製品

(2) プラスチック類のうち食品等で汚れ、かつ、洗浄が容易でない容器包装プラスチック類及び硬質プラスチック類（おおむね70センチメートルを超えるものを除く。）

(3) ゴム製品（タイヤを除く。）

(搬入自動車)

第4条 センターへの廃棄物の搬入のために使用できる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和

26年運輸省令第74号) 別表第1に定める普通自動車、小型自動車又は軽自動車で、最大積載量2,000キログラム以下のものとする。

(搬入することができない日)

第5条 センターに廃棄物を搬入することができない日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は搬入を停止することができる。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

(搬入時間)

第6条 センターに廃棄物を搬入できる時間(以下「搬入時間」という。)は、午前9時から午後3時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は必要があるときは、搬入時間を変更することができる。

(搬入の届出)

第7条 センターに廃棄物を搬入しようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届けなければならぬ。

2 前項の規定による届出は、市長が別に定める方法によるものとする。

(搬入廃棄物の検査)

第8条 市長は、廃棄物がセンターに搬入された場合において、当該廃棄物の内容について検査することができる。

(搬入拒否等)

第9条 市長は、センターに廃棄物を搬入し、又は搬入しようとする者が次のいずれかに該当すると認める場合は、センターへの搬入を拒否し、又はセンターからの退場を命じることができる。

- (1) 搬入可能廃棄物以外のものをセンターに搬入し、又は搬入しようとしたとき。
- (2) センターの機能に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- (3) センターの管理運営上必要な指示に従わないとき。

(廃棄物手数料の後納の申請)

第10条 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成4年条例第66号)第34条第2項ただし書の規定により手数料の後納をしようとする者は、一般廃棄物処分手数料後納申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(損害の賠償)

第11条 センターの施設または設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(本市の免責)

第12条 本市は、センター内において生じた天災その他の不可抗力による損害等本市の責めによらない損害について一切の責めを負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年1月19日決裁)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月14日決裁)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月31日決裁)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月24日決裁)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別記様式（第10条関係）

一般廃棄物処分手数料後納申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

住 所

申請者 氏 名

連絡先

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第34条第2項ただし書の規定により、一般廃棄物処理手数料の後納を申請します。

| | |
|--------|------------|
| 廃棄物搬入日 | 年 月 日 (曜日) |
| 手数料の額 | 円 |
| 後納申請額 | 円 |
| 申請の理由 | |

納入通知書の送付先が、申請者の住所及び氏名欄と異なる場合は、以下も記入してください。

| | |
|--------------|--|
| 送付先 住所 氏名 | |
|--------------|--|

備考 申請者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

金沢市戸室新保埋立場搬入要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が排出する廃棄物の金沢市戸室新保埋立場（以下「埋立場」という。）への搬入に関し、埋立場の適正な管理を図るための必要な事項について定めるものとする。

(搬入可能廃棄物)

第2条 埋立場に搬入することができる廃棄物（以下「搬入可能廃棄物」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物及び同条第4項に規定する産業廃棄物（別表第1に定める産業廃棄物に限る。）のうち、別表第2に定める廃棄物に該当しないもので、本市内で発生したものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(休業日)

第3条 埋立場に廃棄物を搬入することができない日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に搬入を停止することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 12月31日から翌年の1月3日までの日

(搬入時間)

第4条 埋立場に廃棄物を搬入することができる時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(一般廃棄物搬入の届出)

第5条 埋立場に一般廃棄物を搬入しようとする者又は排出した者は、当該一般廃棄物を搬入する際、戸室新保埋立場搬入届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、埋立場に一般廃棄物を搬入しようとする者又は排出した者のうち、長期的かつ継続的に一般廃棄物を搬入しようとする者で、市長が適当であると認めるものにあっては、当該年度の搬入について、あらかじめ戸室新保埋立場搬入事前届出書（様式第2号）により、市長に届け出ることができる。

(産業廃棄物搬入の承認)

第6条 埋立場に産業廃棄物を搬入しようとする排出事業者（以下「排出事業者」という。）は、当該産業廃棄物を搬入する際、戸室新保埋立場搬入承認申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）により、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、排出事業者が、産業廃棄物の搬入を他人に委託するときは、法第12条の3第1項の規定により産業廃棄物の運搬を受託した者に交付する産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）をもって、申請書に代えることができる。

第7条 前条の規定にかかわらず、排出事業者のうち、長期的かつ継続的に産業廃棄物を搬入しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、翌月分の搬入について、戸室新保埋立場搬入事前承認申請書（様式第4号。以下「事前申請書」という。）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 事業所ごとに発生する産業廃棄物を、毎月10,000キログラムを超えて搬入しようとする場合

(2) 産業廃棄物である燃え殻又は汚泥を搬入しようとする場合

(3) その他市長が必要であると認める場合

(電子情報処理組織を使用した産業廃棄物搬入の承認の申請)

第8条 前2条の規定にかかわらず、法第12条の5第1項に規定する電子情報処理組織使用事業者である排出事業者は、同項に定める事項を法第13条の2第1項に規定する情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）に登録した後、埋立場に産業廃棄物を搬入しようとする際、情報処理センターに登録した事項を出力した受渡確認票（以下「受渡確認票」という。）を排出事業者（当該排出事業者が産業廃棄物の搬入を他人に委託するときは、当該産業廃棄物の運搬を受託した者）が提出することをもって、産業廃棄物の搬入の承認の申請に代えることができる。

第9条 市長は、申請書、管理票、事前申請書又は受渡確認票を受理した場合は、速やかにその内容を審査しなければならない。

2 前3条の規定による承認は、次に掲げる方法により行う。この場合において、市長は承認の際、必要な条件を付けることができる。

- (1) 第6条の場合にあっては、申請書又は管理票への承認印の押印
- (2) 第7条の場合にあっては、戸室新保埋立場搬入承認書（様式第5号）及び戸室新保埋立場搬入事前承認票（様式第6号。以下「承認票」という。）の交付
- (3) 第8条の場合にあっては、受渡確認票への承認印の押印

3 承認票は、当該産業廃棄物の搬入の際、これを提出しなければならない。
(搬入廃棄物の検査等)

第10条 市長は、埋立場に搬入される廃棄物について、当該廃棄物の内容について検査することができるとともに、届出書、申請書、管理票、承認票又は受渡確認票の記載事項について、当該廃棄物を搬入し、又は排出した者に対して、その確認を求めることができる。

(搬入の拒否等)

第11条 市長は埋立場に廃棄物を搬入し、又は搬入しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、埋立場への廃棄物の搬入を拒否し、又は埋立場からの退場を命じ、又は一定の期間を定めて埋立場への搬入の停止を命じることができる。

- (1) 搬入可能廃棄物以外のものを埋立場に搬入し、又は搬入しようとしたとき。
- (2) 埋立場の機能に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- (3) 埋立場の管理運営上必要な指示に従わないとき。
- (4) 搬入の承認の届出若しくは申請に偽りがあったとき、又は搬入の承認に付けられた条件に違反したとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成5年3月29日決裁）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日決裁）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月13日決裁）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日決裁）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月30日から施行する。

附 則（平成17年11月16日決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成20年3月26日決裁）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成21年4月1日決裁）

この要綱の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成27年4月1日決裁）

この要綱の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和2年12月24日決裁）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年3月19日決裁）

- 1 この要綱は、令和3年3月19日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第2条関係）

戸室新保埋立場に搬入することができる産業廃棄物

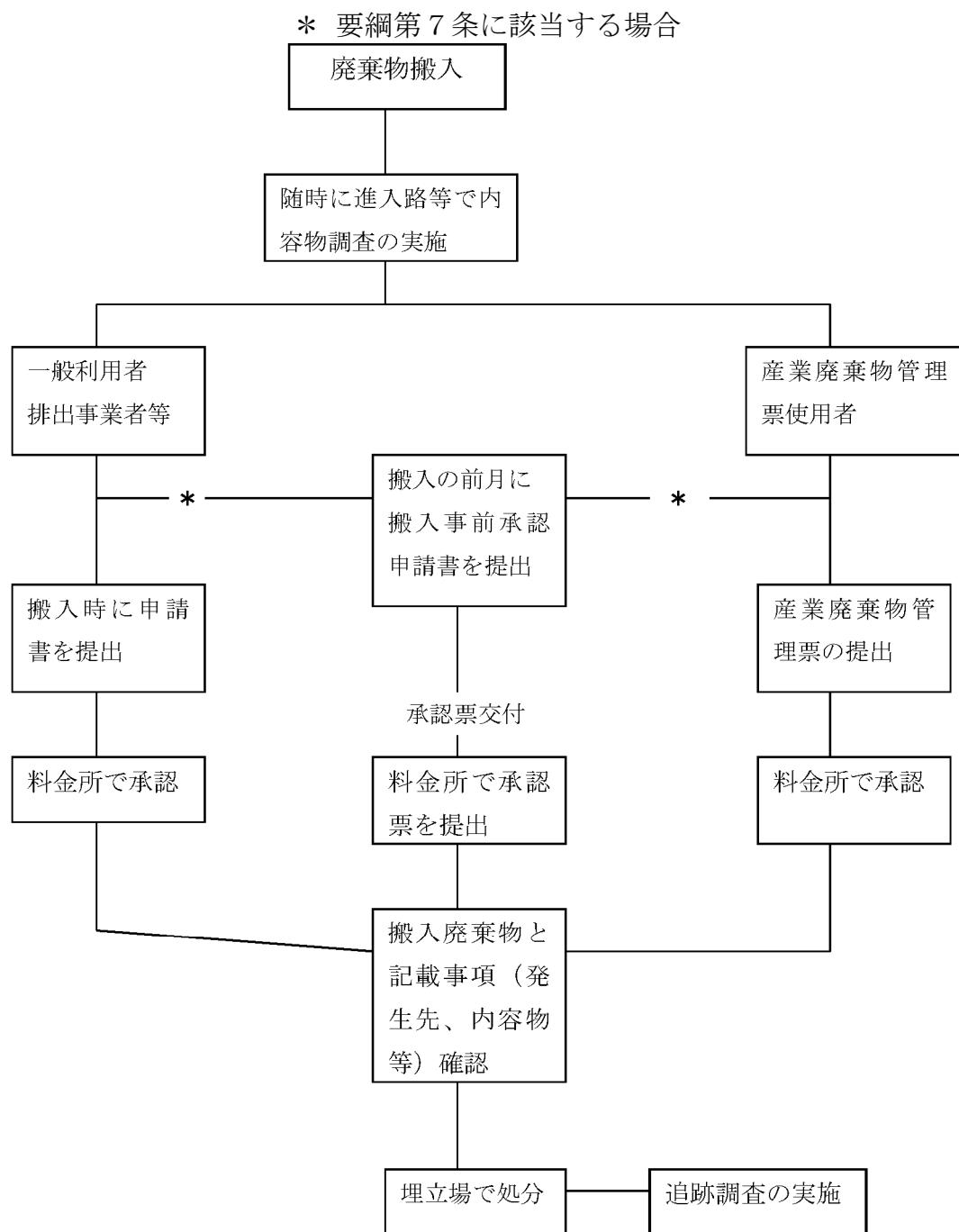
- (1) 燃え殻（市長が別に定める当該燃え殻の性状に係る基準に適合しているものに限る。）
- (2) ガラスくず（自動車等破碎物を除く。）、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び廃石膏ボードを除く。）
- (3) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第6項に規定する特定建設資材廃棄物を除く。）
- (4) 汚泥（含水率80%以下のものであって、市長が別に定める当該汚泥の症状の性状に係る基準に適合しているものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が認めたもの

別表第2（第2条関係）

埋立場に搬入できないもの

| 番号 | 分類 | 例示 |
|----|-----------------------------------|---|
| 1 | 金属類 | 空缶、スプレー缶、自転車、石油ストーブ等 |
| 2 | 水銀含有ごみ | 乾電池、蛍光灯等 |
| 3 | 特定家庭用機器再商品化法の対象である廃棄物 | 冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機及び衣類乾燥機 |
| 4 | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の対象である廃棄物 | 炊飯器、プリンター、電子レンジ、扇風機、こたつ、掃除機等 |
| 5 | 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象である廃棄物 | 床面積80平方メートル以上の建物解体工事等に伴うコンクリート、アスファルト、木材等 |
| 6 | 専門業者で引き取り処理するもの | タイヤ、チューブ、バイク、バッテリー、ガスボンベ、消火器、農機具、自動車等 |
| 7 | 薬品 | 医薬品、農薬、化学薬品等 |
| 8 | 油類 | 食用油、灯油、ガソリン、シンナー、ペンキ等 |
| 9 | 特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物 | 感染性廃棄物、ポリ塩化ビフェニル汚染物、廃石綿等 |
| 10 | 医療系廃棄物 | 臓器、血液が付着した脱脂綿、薬液の残ったビン等 |
| 11 | 市ごみ処理計画で焼却処分としているもの | 生ごみ（野菜、果実）等 |
| 12 | ペットボトル | |
| 13 | 動物の死体、ふん尿等 | |
| 14 | 泥、残土等 | |
| 15 | 有毒性、危険性、引火性及び著しい悪臭を伴うもの | |
| 16 | その他本市の処分業務を困難にするおそれのある廃棄物 | |

戸室新保埋立場廃棄物搬入管理フロー図



金沢市古紙等集団回収奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、資源の有効利用及びごみの減量化を図るため、環境教育の一環として実施する古紙等（第7条に規定する古紙類及び古纖維をいう。以下同じ。）の集団回収への奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 奨励金を受けることができる団体は、市民で組織する次に掲げる団体とする。

- (1) 小学校及び中学校のPTA及び育友会
- (2) 少年連盟
- (3) 金沢市校下婦人会連絡協議会
- (4) 金沢市スポーツ少年団
- (5) 町会
- (6) 校下又は地区の町会連合会
- (7) 保育所、幼稚園及び認定こども園の保護者会

(団体登録)

第3条 奨励金の交付を受けようとする団体は、古紙等集団回収実施団体登録（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

- 2 前項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）の代表者は、団体の名称又は住所若しくは氏名に変更を生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により登録された内容に虚偽又は著しい事情の変更が認められる場合は、その団体の登録を取り消すことができるものとする。

(回収業者)

第4条 登録団体は、あらかじめ市長の登録を受けた古紙等の回収業者（以下「回収業者」という。）に回収した古紙等の回収を依頼しなければならない。

- 2 回収業者は、古紙等の回収を業とするものでなければならない。

(業者登録)

第5条 回収業者の登録は、古紙等回収業者登録申請書（様式第2号）を市長に提出することにより行う。

- 2 前項の登録を受けた業者が、登録団体との取引において不正な行為を行ったときは、当該登録を取り消すことができる。

(登録期間)

第6条 奨励金の交付を受けようとする団体及び回収業者の登録は、年度ごとに行うものとする。

(対象品目及び回収範囲)

第7条 奨励金の交付の対象品目は、登録団体が一般家庭から回収した次の品目とする。

- (1) 古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パックなど）
- (2) 古纖維（衣類、タオル、シーツ、メリヤスなど）

(奨励金)

第8条 奨励金の額は、回収量1kg当たり6円の額を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第9条 奨励金の交付を受けようとする登録団体は、古紙等を回収した期間が4月から9月までの分については10月の末日までに、10月から翌年3月までの分については同月の末日までに古紙等集団回収奨励金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 古紙等集団回収実績報告書（様式第4号）
- (2) 回収業者が発行する受入伝票
- (3) 回収業者が発行する計量伝票

(4) その他市長が必要があると認めるもの

(交付の通知)

第10条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付することが適當であると認めたときは、古紙等集団回収奨励金交付通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第11条 前条の規定により奨励金の交付の通知を受けた登録団体は、古紙等集団回収奨励金交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(奨励金の返還)

第12条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けた登録団体に対し、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第8条の規定は、この要綱の施行の日以後に行う古紙等の集団回収について適用し、同日前に行った古紙等の集団回収については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の第8条の規定は、この要綱の施行の日以後に行う古紙等の集団回収について適用し、同日前に行った古紙等の集団回収については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

第1条 この要綱は、生ごみ処理機器の購入費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱において「生ごみ処理機器」とは、機械的に水分の調整を行うことにより、生ごみの容積を減少させ、又は生ごみを堆肥化させる機器（ディスポーザー式のものを除く。）をいう。

第3条 補助金は、生ごみ処理機器を購入する本市の市民に対し、毎年度の予算の範囲内で交付する。

2 補助金の交付の対象となる生ごみ処理機器は、1世帯当たり1台を限度とする。

第4条 補助金の額は、生ごみ処理機器1台につき購入価格の2分の1に相当する額（この額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を限度とし、その額が40,000円を超えるときは、40,000円とする。

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市が指定する生ごみ処理機器の取扱店を補助金の支払の請求及び受領の代理人とすることができる。

2 前項の規定により、代理人を選任した者は、当該代理人を経由して、生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するとともに、代理人を選任した旨を代理人選任届（様式第2号）により、市長に届け出なければならない。

第6条 本市から生ごみ処理機器の購入費に対する補助金の交付を受けた者は、第3条の規定にかかるわらず、当該補助金の交付を受けた日から5年を経過する日まで、この要綱による補助金の交付を受けることができないものとする。ただし、災害等の理由により市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日以後に行う生ごみ堆肥化容器設置助成事業に適用する。

附 則（平成11年4月1日一部改正）

この要綱は、平成11年4月1日以後に行う生ごみ堆肥化容器設置助成事業に適用する。

附 則（平成12年4月1日一部改正）

この要綱は、平成12年4月1日以後に行う生ごみ堆肥化容器設置助成事業に適用する。

附 則（平成17年4月1日一部改正）

この要綱は、平成17年4月1日以後に行う生ごみ堆肥化容器設置助成事業に適用する。

附 則（平成27年3月20日一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成31年3月22日一部改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後の生ごみ処理機器の購入に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年12月24日一部改正）

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(様式第1号)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

電話

生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書

生ごみ処理機器購入費補助金の交付を受けたいので、次の
とおり申請します。

| 年 度 | 年度 |
|---------|---------------|
| 事 業 名 | 生ごみ処理機器設置助成事業 |
| 機 種 名 | |
| 購 入 価 格 | 円 |
| 補 助 金 額 | 円 |
| 指 定 業 者 | |

(様式第2号)

代理人選任届

年 月 日

(宛先) 金沢市長

住所

氏名

下記の者を生ごみ処理機器購入費補助金

円の支払の請求及び領収に関する代理として選

任したので、届け出ます。

記

代理人 住 所

氏 名

金沢市ごみステーション器材充実費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町会等が管理するごみステーションの管理負担を軽減することにより、地域環境の美化及びごみの資源化に資するとともに、町会等によるごみステーションの管理に係る負担を軽減するため、ごみステーションの器材の充実に係る費用に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、「ごみステーション」とは、家庭系廃棄物の排出を行うごみ集積場及び古紙等の集団回収を行う場合における古紙等の搬出を行う場所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金は、本市が収集する家庭系廃棄物のごみステーションを管理している町会及び金沢市古紙等集団回収奨励金交付要綱(平成7年4月1日決裁)第3条第1項の規定により登録を受けた団体に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、前条の補助対象者が行うごみステーションの器材(本市から貸与を受けることができる器材を除く。)の購入及び当該器材の設置に伴う工事に係る事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に規定する補助金以外の他の補助制度による補助金その他これらに準ずるものとの交付を受けて実施する事業は、補助対象事業としない。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に係る購入費及び工事費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額)とし、その額は、ごみステーション1か所につき100,000円を超えないものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。